

# 調査対象及び調査事項

## 各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業について

### 1. 調査対象

(1) **各種物品賃貸業の調査対象**は、総合リース業又はその他の各種物品賃貸業を営む事業所である。

#### 〈総合リース業〉

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、

①産業用機械器具賃貸業(日本標準産業分類小分類 702)、②事務用機械器具賃貸業(同 703)、③自動車賃貸業(同 704)、④スポーツ・娯楽用品賃貸業(同 705)、⑤その他の物品賃貸業(同 709)のうち3つ以上の賃貸業にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務を主業(売上高が最も大きい業務をいう。以下同じ。)としている事業所をいう。

#### 〈その他の各種物品賃貸業〉

物品賃貸業のうち、①産業用機械器具賃貸業(日本標準産業分類小分類 702)、②事務用機械器具賃貸業(同 703)、③自動車賃貸業(同 704)、④スポーツ・娯楽用品賃貸業(同 705)、⑤その他の物品賃貸業(同 709)のうち3つ以上の賃貸業にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務を主業としている事業所をいう。

(2) **産業用機械器具賃貸業の調査対象**は、産業用に供する生産設備、機械器具(産業機械、工作機械、医療用機器、商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等)もしくは建設工事に用いる土木・建設機械器具の賃貸業務を主業としている事業所である。

(3) **事務用機械器具賃貸業の調査対象**は、事務用機器、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を主業としている事業所である。

(4) ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は、この調査の対象としていない。

①土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機械等を賃貸する場合、又は建設機械等を使用して工事請負を行っている場合。

②貸シーツ、貸おしごり等のリネンサプライ業(日本標準産業分類細分類 7813)

③映画配給業

④サービス提供の一環として物品を貸し出す業務(例:英語学習の一環として教材を貸し出す、同時通訳の一環としてイヤホンを貸し出す)

### 2. 調査事項

(1) **事業所数**は、調査結果(令和 2 年 6 月 1 日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社、支店又は営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社、本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社、本店の統括を受けている支社、支店、営業所などの事業所。

なお、該当事業所数とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「会社」、前記以外のものは「会社以外の法人・団体」(外国に本社、本店がある外国の会社を含む。)である。また、「個人経営」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、令和2年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **従業者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

①**従業者数**とは、事業所に所属している人で、当該業務(各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業務又は事務用機械器具賃貸業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」

a 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」のうち、個人業主(個人経営の事業主)とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所の業務に従事している人。無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。

b 「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与の支払いを受けている人。

c 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和2年6月1日現在も雇用されている人」をいい、「正社員・正職員としている人」、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に区分される。

・「正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち、「正社員・正職員」として処遇している人。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、1週間の所定労働時間で働いている人。

・「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人(契約社員を含む)。

・「就業時間換算雇用者数」とは、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を事業所の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d 「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月末満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人。

イ 「総計のうち別経営の事業所に派遣している人」とは、事業所の従業者(2.(4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。

②「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人。

(5) **事業従事者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

①**事業従事者数**とは、事業所の従業者(2.(4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

②**主たる業務(各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業務又は事務用機械器具賃貸業務)の事業従事者数**は、主たる業務に従事する下記のような事業従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」: 一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び主たる業務の受注契約、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する人(有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含む)。

イ 「**保守・管理部門**」: 賃貸物件の整理、保管、メンテナンスなどの業務に従事する人。

ウ 「**その他**」: 上記ア、イ以外の配達、お客様相談などの業務に従事する人。

(6) **年間売上高**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び主たる業務(各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業務又は事務用機械器具賃貸業務)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

なお、当該年間売上高には、本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

(7) **レンタル年間売上高、リース年間契約高**は、以下のとおり。

・「**レンタル年間売上高**」はレンタルの年間売上高。

・「**リース年間契約高**」はリースの年間契約高。

なお、本編において「リース」とは、物件の利用期間が1年以上、契約期間中に解約ができない賃貸契約をいい、「レンタル」とは物件の利用期間が1年未満、または契約期間中に解約が可能な賃貸契約をいう。

(8) **リース年間契約件数**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間のリース契約件数。

なお、支社がリース契約の申込みを受け実際に取引をまとめたのち、本社が形式的に契約を結んだ場合は、本社ではなく、支社の成約とする。

(9) **リース投資資産取得額**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に契約した所有権移転外ファイナンスリースに係るリース投資資産の取得額(購入手数料を含む。)。